

2008年9月11日  
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

保健衛生統計に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2008年9月2日付けで諮問（第338号）された保健衛生統計に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は、「3 審議会の判断理由」の(1)に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、「3 審議会の判断理由」の(2)に述べるところにより認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、必要な個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

### (1) 諮問理由

神奈川県悪性新生物登録事業は本県の高いがん死亡率に対する対策の一環として昭和45年に開始され、がん罹患率の測定、がん患者の受療状況の把握、生存率の測定を行い、本県におけるがん対策の推進と医療水準の向上に資することを目的としている。健康増進法第16条で「生活習慣病の発生の状況の把

握に努めなければならない」、厚生労働省第3次がん10か年戦略の戦略目標で「がんの罹患率と死亡率の激減を目指して」、がん対策基本法第17条で「国及び地方公共団体は、がん患者のがんの罹患、転帰、その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。」とそれぞれうたわれており、本県の地域がん登録が測定するがん罹患率と生存率は、目標達成の指標として重要である。今現在この事業に死亡小票の情報提供していない市は県内で藤沢市だけであり、地域保健課で管理する死亡小票の情報がないとこの事業の精度が損なわれてしまう。

人口動態調査令に基づき保健所長は死亡小票を作成し、三年間保存することになっており、その事務は地域保健課が行っている。

今回、神奈川県立がんセンターの依頼を受けて、同センターの行っている神奈川県悪性新生物登録事業に死亡小票のデータを提供するものである。

また、翌年度以降においても継続して提供する予定であることから、包括的に承認を頂きたい、併せて本審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報をも目的外に提供する必要性について

神奈川県は、「神奈川県悪性新生物登録事業」として、多発するがん（悪性新生物）について、神奈川県医師会及びその他の医療機関の協力を得て、県下におけるがんの罹患の現状を把握し、がん罹患状況を部位別、性別、地域別などで示し、経年比較したものを「神奈川県悪性新生物登録事業年報－神奈川のがん－」として公表し、県内の医療機関はもとより、県立図書館、県内の各行政センターにも配付している。このことから、本事業は市民にとって必要となる良質な情報を一般に提供している公共性のある事業であり、今後におけるがん対策の推進及び医療水準の向上に寄与するために必要があるものである。なお、提供先である神奈川県立がんセンターは、神奈川県個人情報保護条例の実施機関であることからその適用はもとより、本事業に関し、神奈川県悪性新生物登録事業実施要綱等により、個人情報の保護に関する措置が講じられている。

また、本事業についての人口動態調査調査票の死亡小票使用申請は厚生労働大臣官房統計情報部長に承認されている。

(3) 個人情報をも目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供することに係る対象者が死者であり、個人情報を目的外に提供することについての通知書を送達できない。

また、死亡小票の「死亡した人の夫または妻」の欄は該当の有無と満年齢のみを記入することになっている。したがって遺族の氏名及び住所を知ることが困難であるため、通知を省略するものである。

(4) 提供方法について

ア 提供時期

10月頃（以後毎年7月～9月頃）

イ 提供する個人情報

地域保健課が管理する死亡小票に記載されている項目のうち、以下に掲げる項目。

都道府県，市区町村，保健所，事象，事件簿番号，氏名，性別，生年月日，死亡年月日，住所，死亡したところの種別，施設の名称，直接死因，発病（発症）又は受傷から死亡までの期間，影響を及ぼした傷病，手術の有無（あれば部位及び主要所見），手術年月日，解剖の有無，主要所見，施設の所在地又は医師の住所，医師の氏名，備考

ウ 引き渡し方法

本課職員の用意した死亡小票データから必要な情報を抽出したフロッピーディスクを神奈川県立がんセンター職員が来所し，持ち帰る。

(5) 提出資料

ア 指定統計調査調査票の使用について（通知）

イ 神奈川県悪性新生物登録事業実施要綱

ウ 県立がんセンターからの依頼文

エ 人口動態調査死亡小票

オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

神奈川県悪性新生物登録事業は本県の高いがん死亡率に対する対策の一環として昭和45年に開始され，がん罹患率の測定，がん患者の受療状況の把握，生存率の測定を行い，本県におけるがん対策の推進と医療水準の向上に資することを目的としている。健康増進法第16条で「生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない」，厚生労働省第3次がん10か年戦略の戦略目標で「がんの罹患率と死亡率の激減を目指して」，がん対策基本法第17条で「国及び地方公共団体は，がん患者のがんの罹患，転帰，その他の状況を把握し，分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。」とそれぞれうたわれており，本県の地域がん登録が測定するがん罹患率と生存率は，目標達成の指標として重要である。今現在この事業に死亡小票の情報提供していない市は県内で藤沢市だけであり，地域保健課で管理する死亡小票の

情報がないとこの事業の精度が損なわれてしまう。

神奈川県は、「神奈川県悪性新生物登録事業」として、多発するがん（悪性新生物）について、神奈川県医師会及びその他の医療機関の協力を得て、県下におけるがんの罹患の現状を把握し、がん罹患状況を部位別、性別、地域別などで示し、経年比較したものを「神奈川県悪性新生物登録事業年報－神奈川のがん－」として公表し、県内の医療機関はもとより、県立図書館、県内の各行政センターにも配付している。このことから、本事業は市民にとって必要となる良質な情報を一般に提供している公共性のある事業であり、今後におけるがん対策の推進及び医療水準の向上に寄与するために必要があるものである。なお、提供先である神奈川県立がんセンターは、神奈川県個人情報保護条例の実施機関であることからその適用はもとより、本事業に関し、神奈川県悪性新生物登録事業実施要綱等により、個人情報の保護に関する措置が講じられている。

また、本事業についての人口動態調査調査票の死亡小票使用申請は厚生労働大臣官房統計情報部長に承認されている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。ただし、本件提供の目的である調査には直接的には関係性の低い個人情報も提供することとなるため、神奈川県に個人を特定できないような形で処理することを条件付けた上で提供することを条件とするものである。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供することに係る対象者が死者であり、個人情報を目的外に提供することについての通知書を送達できない。

また、死亡小票の「死亡した人の夫または妻」の欄は該当の有無と満年齢のみを記入することになっている。したがって遺族の氏名及び住所を知ることが困難である。

以上のことから判断すると、目的外に利用させること及び提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。ただし、自己情報コントロール権を保障する観点から、広報により市民に周知すること及び広報周知は毎年行うことを条件とするものである。

以 上